

令和5年12月13日

『(株) クラセル桜川等及び大塚市長への住民監査請求』に関する意見陳述

菱沼 繁

1 本業務委託を『適正に執行されている』(資料4)とした桜川市検査行政の妥当性

本件の判定の根拠とした資料は、

『令和4年度桜川市農産物等プロモーション業務委託 実績報告書』(資料3)です。

⇒イベント活動時における『現場写真』が存在しません。

※たとえば、桜川市における一般的な建設工事検査においては、その工事行程の施工実施を証明するにあたり現場写真は不可欠としており、桜川市建設工事検査規定(訓令35号)『桜川市建設工事写真管理基準』に基づいた検査が実施されています。

桜川市検査行政の一貫性の視点で見れば、同じく市検査員が現場に立ち会わずに実施されたイベント事業の存在を証明する手段としての『現場写真』は、「請負人(クラセル桜川)」、「委託者(桜川市)」双方にとって不可欠なはずです。

2 『桜川市農産物プロモーション用農作物・消耗品等』における検収方法・内容の確認

食料品類(古河市物品購入等検収要綱を例として)

- ① 製造、加工日、場所及び添加物等の表示はあるか。
- ② 品質及び量目は指定どおりか。
- ③ 新鮮であるか。
- ④ 異物は混入していないか。
- ⑤ 納入まで衛生的かつ適切な保管状況におかれていたか。

※ 桜川市で行われているの一般的な検収方法と本件において実施された検収方法・内容についてご確認して頂きたい。